

監理技術者補佐（変更・解除）届

年 月 日

久留米市長

久留米市企業管理者 あて

請負者 住 所
名称（商号）
代 表 者
電 話 番 号

印

下記の工事における監理技術者補佐（※1）の（変更・解除）を予定しておりますので届け出ます。

工 事 名		
工 期		
発 注 者		
監理技術者補佐	変更後（解除の場合は記入不要）	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	資格等（※3）	
	変更前	
	氏 名	
特例監理技術者 （※2）	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	兼務工事	
	工 事 名	
	工 期	
	発 注 者	
変更・解除理由		

※1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という）

※2) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）

※3) 新たに配置する監理技術者補佐の雇用関係、資格等を確認できる公的機関が発行した書類の写しを添付すること。

本工事において、監理技術者の補佐の変更を行う場合は以下の(1)～(3)の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (2) 監理技術者補佐は対象工事の受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (3) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。